

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

令和元年 10 月 10 日

小海町長 黒澤 弘

1 協議の場を設けた範囲

小海町 川東（親沢・三区・本村・小海原）地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 9 月 6 日

3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

24 経営体

法人 0 経営体

個人 24 経営体

集落営農 0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

条件の合致する圃場については、農地中管理機構の活用を原則とする。

6 地域農業将来の在り方

農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地については、省力作物の推進を図り、遊休荒廃農地の解消を図っていく。

大規模な農地については集約化を進め効率的な農業経営を図る。小規模な圃場が多く存在する地区に関しては集約化難しいが適地適作の効率的な農業経営ができるようにする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

令和元年 10 月 10 日

小海町長 黒澤 弘

- 1 協議の場を設けた範囲
小海町 松原地区（八那池・松原・稲子）

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 9 月 6 日

- 3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
16 経営体

法人	1 経営体
個人	15 経営体
集落営農	0 経営体

- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

- 5 農地中間管理事業の活用方針
条件の合致する圃場については、農地中管理機構の活用を原則とする。

- 6 地域農業将来の在り方
農地も集約化されており、大規模な経営をしている農業者が多く存在しているため遊休農地は比較的少ない。今後、耕作放棄地が発生した場合は農地中間管理機構を利用し耕作者への耕作を促し遊休荒廃農地の解消を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、その結果を公表する。

令和元年 10 月 10 日

小海町長 黒澤 弘

1 協議の場を設けた範囲

小海町 川西地区（かぎ掛・馬流・本間川・五箇・溝の原・杉尾）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 9 月 6 日

3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

21 経営体

法人 0 経営体

個人 21 経営体

集落営農 0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理事業の活用方針

条件の合致する圃場については、農地中管理機構の活用を原則とする。

6 地域農業将来の在り方

比較的小規模な圃場が多く存在することから、農地の集約に関しては難しい点があるが、新規就農者などへの耕作地の提供などして効率的に営農していく。田に関しては水稲が主であるが、農業者の高齢化、後継者不足による稲作放棄地については、省力品目作付けの推進を図り、遊休荒廃農地の解消を図っていく。